

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号			
6MCE11G00390		6MCQ1AQ0010 0001		685040319555		DSP K 5403D(3)			
品名 または 件名									
ドライクリーニング溶ベント 2種 ほか13件									
部品番号 または 規格									
仕様書及び調達要領指定書のとおり									
使 用 器 材 名									
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ	指定	検査	包装
2,200.00	LI						1		
納地または工事場所				引 渡 場 所					
各地				装一需 山辺3曹 (5 4 4 4)					
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期					
				令和9年1月29日 (金)					

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年10月8日（木）10時00分 北海道補給処調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
- エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 落札決定方法

- ア 品目別総額により決定する。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選とする。

(3) 入札の無効

- ア 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札に関する条件に違反した入札
- ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
- エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- オ 電話、電報及びFAXによる入札
- カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4) 契約書作成の要否

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

(5) その他

ア 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。

イ 郵便入札

(ア) 郵便による入札参加を推奨（感染症防止のため。）

(イ) 郵便入札の要領等

a 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

b 送付期限

令和8年10月7日（水）17時00分（必着）

ウ 送付要領

(ア) 入札書は「件名〇〇〇〇入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。

(イ) 上記の入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。

エ 到着の確認

郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。

(6) 再度入札

ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵便による入札者がいる場合

(ア) 再度入札の実施日時

令和8年10月16日（金）09時00分

(イ) 郵便入札の要領

a 送付期限

令和8年10月15日（木）17時00分（必着）

b その他の要領

初度の入札と同様とする。

(7) 提出書類

ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）

イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。

ウ 同等品をもって入札をする場合は、令和8年9月29日（火）17時までに「入札及び契約心得」で示す「同等品判定依頼書」の様式をもって契約課担当者に提出し、入札前に書面をもって承認を受けなければならない。

なお、その合否については入札日前日までに連絡する。

(8) 入札に関する問い合わせ先

ア 仕様書に関する事項

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処装備計画部需品課補給管理班（担当：山辺）

電話 0123-36-8611（内線：5444）

イ 入札及び契約等に関する事項

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：岸本）

電話 0123-36-8611（内線：5339）

FAX 0123-36-8719（直通）

(9) 公告掲示場所

ア 掲示板

(ア) 島松駐屯地

(イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(10) 公告掲示期間

令和8年9月14日～令和8年10月8日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6MCE11G00390				単 価	金 額	銘 柄	納 地	指 定
NO	調達要求番号	物品番号		単 位	数 量					
	品 名									
	部品番号 または 規格									
	使用器材名				仕様書番号					
1	6MCQ1AQ0010	0001	685040319555		LI	2,200.00			各地	1
	ドライクリーニング溶剤 2種								装一需 山辺 3 曹 (5 4 4 4)	
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									
					DSP K 5403D(3)				令和9年1月29日	
2	6MCQ1AQ0011	0001	915000382525		LI	60.00			早来燃料支処	1
	マシン油, VG 3 2								装一需 山辺 3 曹 (5 4 4 4)	
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									
					NQ-K100024N				令和9年1月29日	
3	6MCQ1AQ0011	0002	915000382535		LI	60.00			各地	1
	マシン油, VG 4 6								装一需 山辺 3 曹 (5 4 4 4)	
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									
					NQ-K100024N				令和9年1月29日	
4	6MCQ1AQ0011	0003	915000382755		LI	780.00			各地	1
	ギヤー油, 9 0 番								装一需 山辺 3 曹 (5 4 4 4)	
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									
					NQ-Z100019L				令和9年1月29日	
5	6MCQ1AQ0011	0004	915000392845		LI	160.00			各地	1
	タービン油								装一需 山辺 3 曹 (5 4 4 4)	
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									
					NQ-K100023M				令和9年1月29日	
6	6MCQ1AQ0012	0001	801000225275		LI	2,824.00			各地	1
	ラッカーシンナー								装一需 山辺 3 曹 (5 4 4 4)	
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									
					NQ-Z100019L				令和9年1月29日	
7	6MCQ1AQ0012	0002	801031311085		KG	100.00			各地	1
	外部用フタル酸樹脂エナメル (半つや) 2 8 0 1 白色 (1)								装一需 山辺 3 曹 (5 4 4 4)	
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									
					NQ-Z100019L				令和9年1月29日	
8	6MCQ1AQ0012	0003	801031311095		KG	88.00			各地	1
	外部用フタル酸樹脂エナメル (半つや) 2 8 0 2 白色 (2)								装一需 山辺 3 曹 (5 4 4 4)	
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									
					NQ-Z100019L				令和9年1月29日	
9	6MCQ1AQ0012	0004	801016173275		LI	16.00			早来燃料支処	1
	フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1 4 1 2 黄みの緑 (2)								装一需 山辺 3 曹 (5 4 4 4)	
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									
					NQ-Z100019L				令和9年1月29日	

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号			6MCE11G00390					単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
NO	調達要求番号	物品番号				単 位	数 量			使用期限等	引 渡 場 所	
	品 名						仕 様 書 番 号				搬 入 場 所	
	部品番号 または 規格										納 期	
	使用器材名										グループ	
10	6MCQ1AQ0012	0005	801031820655		LI	84.00	-		各地	1		
	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 4 0 1 ごくうすい緑											
	仕様書及び調達要領指定書のとおり											
	NQ-Z100019L											
11	6MCQ1AQ0012	0006	801016173245		LI	2,958.00			令和9年1月29日	1		
	フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 8 1 2 黒（2）											
	仕様書及び調達要領指定書のとおり											
	NQ-Z100019L											
12	6MCQ1AQ0012	0007	801016173265		LI	88.00			各地	1		
	フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 3 0 7 山吹色（2）											
	仕様書及び調達要領指定書のとおり											
	NQ-Z100019L											
13	6MCQ1AQ0012	0008	801016173255		LI	112.00			令和9年1月29日	1		
	フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 1 0 4 赤（1）											
	仕様書及び調達要領指定書のとおり											
	NQ-Z100019L											
14	6MCQ1AQ0012	0009	801016173235		LI	108.00			各地	1		
	フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 8 0 1 白（1）											
	仕様書及び調達要領指定書のとおり											
	NQ-Z100019L											
				- 以 下 余 白 -								

納 地 別 ・ 内 訳 書
(要 求 毎)

調達要求番号 : 6MCQ1AQ0011

[illegible]

防衛省仕様書改正票

D S P

K 5403D(3)

ドライクリーニング ソルベント

制定 昭和47年 4月13日

改正 令和 2年 3月18日

(DRY CLEANING SOLVENT)

この改正票は、DSP K 5403D(ドライクリーニング ソルベント)についての
ものであり、DSP K 5403D(2)を含め累積記載されている。この改正票は
DSP K 5403Dと併用される。

1.2表1 中 注記2を次のように改める。

注記2 2種は、MIL-PRF-680 DEGREASING SOLVENTに規定するTYPEⅡに準拠したものである。

1.4 a) 1) 規格 中

“JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法

JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法

JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法

JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”に、

“JIS K 2254 石油製品－蒸留試験方法”を

“JIS K 2254 石油製品－蒸留性状の求め方”に、

改める。

1.4 a) 2) 仕様書 に次を追記する。

“MIL-PRF-680 DEGREASING SOLVENT”

1.4 a) 3) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を

“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

1.4 b) を削除する。

付表1を次のように改める。

付表1－品質

項目	規定		試験方法
	1種	2種	
外観	透明な液体で、不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まないものとする。		a)

2.

5403D(3)

付表1 品質(続き)

項目		規定		試験方法
		1種	2種	
蒸留性状	初留点 ℃	150以上	177以上	J I S K 2 2 5 4による。
	50 %留出温度 ℃	180以下	——	
	終点 ℃	210以下	212以下	
	残油量 %	——	1以下	
色		——	25以上	J I S K 2 5 8 0のセーボルト色試験方法による。
臭気		正常であるものとする。		b)
引火点 ℃		38以上	61～92	J I S K 2 2 6 5－1による。
銅板腐食 ^{a)}		1以下		J I S K 2 5 1 3による。
反応		中性		J I S K 2 2 5 2による。
ドクター試験		——	陰性	J I S K 2 2 7 6による。
密度(15℃) g/cm ³		報告	0.754～0.820	J I S K 2 2 4 9－1, J I S K 2 2 4 9－2, J I S K 2 2 4 9－3又は J I S K 2 2 4 9－4による。

注

^{a)} 透過光で観察し、透明であるかどうか並びに不溶解の水、沈殿物及び浮遊物の有無を調べる。

^{b)} J I S P 3 8 0 1に規定する1種～4種のろ紙に少量の試料を滴下し、室温で蒸発させた後、ろ紙のにおいを調べる。においに異常がない場合、“正常である。”とする。

^{c)} 試験温度は、1種50℃、2種100℃とし、試験時間はいずれも3時間とする。

附属書Aを削除する。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名:航空自衛隊 補給本部需品部

ドライクリーニング ソルベント

(DRY CLEANING SOLVENT)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ドライクリーニング用及び航空機部品等の洗浄用に用いるドライクリーニングソルベントについて規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1－種類

種 類	物 品 番 号	用 途
1 種	6850-009-6204-5	ドライクリーニング用
2 種	6850-403-1955-5	航空機部品等の洗浄用
注記 1 1種は、J I S K 2 2 0 1に規定する工業ガソリン5号(クリーニングソルベント)である。		
注記 2 2種は、米国軍仕様書 M I L - P R F - 6 8 0 DEGREASING SOLVENTに準拠したものである。		

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 ドライクリーニングソルベント 1種

1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 引用文書

1) 規格

J I S K 2 2 0 1 工業ガソリン

J I S K 2 2 4 9 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

J I S K 2 2 5 1 原油及び石油製品－試料採取方法

J I S K 2 2 5 2 石油製品－反応試験方法

J I S K 2 2 5 4 石油製品－蒸留試験方法

J I S K 2 2 6 5 - 1 引火点の求め方－第1部：タグ密閉法

J I S K 2 2 7 6 石油製品－航空燃料油試験方法

J I S K 2 5 1 3 石油製品－銅板腐食試験方法

J I S K 2 5 8 0 石油製品－色試験方法

J I S P 3 8 0 1 ろ紙(化学分析用)

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

2) 仕様書

D S P Z 1 0 0 2 鋼製ドラム, 200L

3) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

2

K 5403D

b) 関連文書

M I L - P R F - 6 8 0 DEGREASING SOLVENT

2 製品に関する要求

2.1 認定

この仕様書で調達される製品のうち、1種については、工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示¹⁾の許可を受けたものでなければならない。

注¹⁾ J I S K 2 2 0 1 の5号に該当するものであることの表示

2.2 品質

品質は、ドライクリーニング用及び航空機部品等の洗浄用として適当な精製鉱油であって、透明で不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まず、付表1による試験方法で試験したとき、付表1の規定に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 検査

検査の項目及び試験方法は、付表1によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

3.2 試料採取方法

検査のための試料採取方法は、J I S K 2 2 5 1 による。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、D S P Z 1 0 0 2 に規定するドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は D S P Z 1 0 0 2 に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、N D S Z 0 0 0 1 による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。

付表1－品質

項 目		規 定		試 験 方 法
		1 種	2 種	
外観		透明な液体で、不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まないこと。		a)
蒸 留 性 状	初留点 ℃	150 以上		J I S K 2254による。
	50%留出温度 ℃	180 以下	177 以下	
	終点 ℃	210 以下		
	残油量 %	—	1.5 以下	
色		—	21 以上	J I S K 2580のセーボルト色試験方法による。
臭気		正常であること。		b)
引火点 ℃		38 以上		J I S K 2265-1による。
銅板腐食 c)		1以下		J I S K 2513による。
反応		中性		J I S K 2252による。
ドクター試験		—	陰性	J I S K 2276による。
硫酸吸収量 %		—	5 以下	附属書Aによる。
密度 (15℃) g/cm ³		報告		J I S K 2249による。
注 a) 透過光で観察し、透明であるかどうか及び不溶解の氷、沈殿物、浮遊物の有無を調べる。				
b) J I S P 3801に規定する1〜4種のろ紙に少量の試料を滴下し、室温で蒸発させた後、ろ紙のにおいを調べる。においに異状がないとき、“正常である。”とする。				
c) 試験温度は、1種50℃、2種100℃とし、試験時間はいずれも3時間とする。				

附属書 A

(規定)

硫酸吸収量試験方法

A.1 装置

a) 改良形バブコックびん

付図 A. 1 に示すとおりの形状で、ガラス玉形の栓が付いたものとする。目盛は0から100までで最小目盛は2とし、10ごとに長い線で区切りをつける。目盛部分のしめる容積は 10 ± 0.1 mLとする。

b) 50 mLメスシリンダ

c) 10 mLピペット

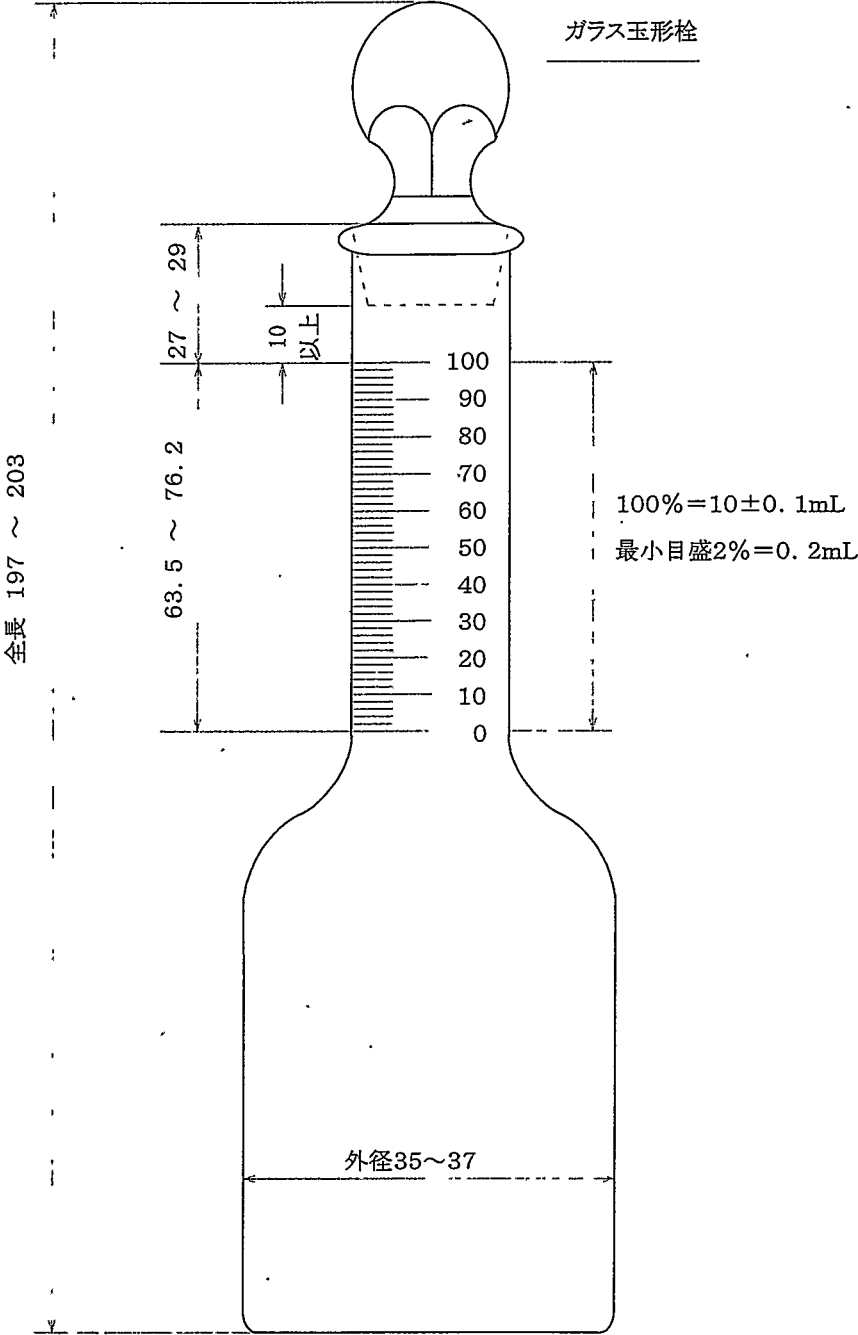
A.2 試薬

試薬として用いる硫酸は、試薬級濃硫酸(比重1.84)をうすめ、滴定によって測定したとき、 $(93 \pm 0.3)\%$ (質量)の濃度になるよう調整する。

A.3 操作

$20 \pm 1^\circ\text{C}$ に保った試料10 mLをピペットで取り、清浄なバブコックびんに移して5分間氷水浴中で冷却する。あらかじめ氷水浴中で冷却した硫酸20 mLを、飛散しないようガラス棒を用いて、びんの内壁につたわせ注ぎ入れる。びんはひきつづき10分間氷水浴中に浸して冷却する。この間、びん中の試料表面は水面より低く保つ。10分後、びんを氷水中から取り出し、あらかじめ硫酸でしめらせたガラス栓をはめて、 60 ± 5 秒間はげしく振った後、硫酸を静かに追加して試料表面が目盛の上端近くまで来るようにする。それを遠心分離器にかけるか、又は12時間以上静置して液相を分離した後、 $20 \pm 1^\circ\text{C}$ に保った水浴中に浸し、 20°C にした硫酸を追加して、液上面を目盛の最上端に合わせる。2相の境界面の目盛を読み、硫酸吸収量%とする。

単位 mm



図番	付図A. 1	名称	改良型パブコックびん	尺度	—
防 衛 省					

調達要領指定書	発 簡 番 号	0008
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0010
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	ドライクリーニング溶剤 2 種	
仕 様 書 番 号	D S P K 5 4 0 3 D (3)	
指定事項：次について、仕様書を補足する。 4.1 容器 容器（鋼製ドラム，200 L）は官給するものとする。ただし、所要の修理及び洗浄並びに塗装は契約業者が行うものとする。また、容器の輸送は契約業者の負担とする。 4.2 容器及び外装の表示 容器及び外装の表示は、” 危険物の規制に関する規則” によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。 a) 品名（発注書による。） b) 物品番号（発注書による。） c) 内容量 d) 製造年月（西暦年月） e) 納入年月（西暦年月） f) 契約相手方の名称 g) 調達要求番号		

調達要求番号：6MCQ1AQ0011

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物品番号			仕 様 書 番 号	
マシン油			NQ-K100024N	
			防衛大臣承認	平成 年 月 日
			作 成	平成13年 7月25日
			変 更	令和 8年 6月22日
			作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達するマシン油について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.2

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.3

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類		物品番号	規格	用途	備考
マシン油	VG 22	9150-003-8256-5	J I S K 2 2 3 8	主として小型電機 など高速低荷重用 の小型機械用	旧スピンドル，2号
	VG 32	9150-003-8252-5		主として大型電動 機，発電機，送風 機など高速回転電 気機械用	旧ダイナモ

表 1－種類（続き）

種類		物品番号	規格	用途	備考
マ シ ン 油	VG 46	9150-003-8253-5	J I S K 2 2 3 8	主として石油発動機, 小型焼玉機関, 空気圧縮機蒸気機関, 真空ポンプなどの外部潤滑, 各種工作機械プレスなど一般機械及び車軸	旧マシン油, 1 号
	VG 68	9150-021-4043-5			旧マシン油, 1 号

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 マシン油, VG 22

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2 2 3 8

マシン油

J I S Z 7 2 5 3

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 製品に関する要求

製品は、J I S K 2 2 3 8に適合し、水、沈殿物、浮遊物などの混入があってはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は，“危険物の規制に関する規則”によるほか，調達要領指定書によって指定する場合を除き，適宜な方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

4.3 納入単位

納入単位は，15℃における容量（L）とし，内容量については，調達要領指定書によって指定する。

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は，次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし，同一年度内に同一製品を納入する場合，2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）
- b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0009
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0011
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	マシン油, VG 3 2	
仕 様 書 番 号	NQ-K100024N	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目

品 名	カタログ製品名
マシン油, VG 3 2	スーパーオイル N 3 2
	シェルモーリナ S 1 B J 3 2
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0010
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0011
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	マシン油, VG 4 6	
仕 様 書 番 号	NQ-K100024N	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目

品 名	カタログ製品名
マシン油, VG 4 6	ダイアナフレンチ U-4 6
	ピュアセイフティ 4 6
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
油脂類等市販品調達		NQ-Z 1 0 0 0 1 9 L
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成 1 8 年 5 月 9 日
	変 更	令和 7 年 1 1 月 2 0 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJ I S Z 7 2 5 3に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S Z 7 2 5 3

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) **法令等**

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の

納入時には提出を省略してよい。)

- b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0011
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0011
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	ギヤー油, 9 0 番	
仕 様 書 番 号	NQ-Z 1 0 0 0 1 9 L	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目

品 名	カタログ製品名
ギヤー油, 9 0 番	アポロイルギヤーHE-90
	コスモギヤーGL-4 90
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	9 1 5 0 - 0 0 3 - 9 2 8 4 - 5	仕 様 書 番 号
タービン油	N Q - K 1 0 0 0 2 3 M	
	作 成	平成13年 7月25日
	変 更	令和 4年 9月27日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する空気圧縮機、一般機械装置などに使用する市販品のタービン油について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

S D S

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJ I S Z 7 2 5 3に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 種類

種類は、J I S K 2 2 1 3の2種（添加）I S O V G 3 2とする。

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称による。

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2 2 1 3

タービン油

J I S Z 7 2 5 3

G H Sに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，
作業場内の表示及び安全データシート（S D S）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜な方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（9150-003-9284-5）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

6 その他の指示

6.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）
- b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 品 目 表

調達要求番号	6MCQ1AQ0011	作成部隊等名	北海道補給処
調達要求年月日	令和8年9月10日	作成年月日	令和 4年 9月27日
仕様書番号	NQ-K100023M		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}	注記
タービン油	出光興産(株) ダフニータービンオイル 32 コスモ石油ルブリカンツ(株) コスモタービンスーパー32 ENEOS(株) FBKタービン 32 シェルルブリカンツジャパン(株) シェルターボオイル T32 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）	—
注 ^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による

項目	内容
品質	J I S K 2 2 1 3に適合し、透明で水、沈殿物及び浮遊物などの混入が認められない。
容器	2 0 Lペール缶とする。また、ふたはへこみ口とし、プロテクター及びベロ付きで運搬などに耐える手環付きとする。
納入単位	1 5 ℃における容量（L）とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0012
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0011
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	タービン油	
仕 様 書 番 号	NQ-K100023M	
指定事項：次について、仕様書を補足する。 6 その他の指示 20 L入とするほか、商習慣による。		

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
油脂類等市販品調達	NQ-Z100019L	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成18年 5月 9日
	変 更	令和 7年11月20日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の

納入時には提出を省略してよい。)

- b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0013
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0012
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年9月10日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和8年9月7日
品 名	ラッカーシンナー	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019L	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目

品 名	カタログ製品名
ラッカーシンナー	ニッペ 500K シンナー
	アサヒペン AP ラッカーシンナー
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

16 L入とするほか、商慣習による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0014
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0012
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2 8 0 1 白色（1）	
仕 様 書 番 号	NQ-Z 1 0 0 0 1 9 L	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル （半つや） 2 8 0 1 白色 （1）	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として 例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、
適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（単価契約発注通知書による。）
- 物品番号（単価契約発注通知書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0015
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0012
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2 8 0 2 白（2）	
仕 様 書 番 号	NQ-Z 1 0 0 0 1 9 L	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル （半つや） 2 8 0 2 白 （2）	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として 例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 K G 入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、” 危険物の規制に関する規則” によるほか、
適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0016
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0012
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 4 1 2 黄みの緑（2）	
仕 様 書 番 号	NQ-Z 1 0 0 0 1 9 L	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 4 1 2 黄みの緑（2）	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（発注書による。）
- 物品番号（発注書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0017
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0012
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年9月10日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和8年9月7日
品 名	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）1401 ごくうすい緑	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019L	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル （つや有）1401 ごくう すい緑	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として 例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、
適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（発注書による。）
- 物品番号（発注書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0018
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0012
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 8 1 2 黒（2）	
仕 様 書 番 号	NQ-Z 1 0 0 0 1 9 L	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目

品 名	カタログ製品名
フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 8 1 2 黒（2）	ネオフタリット
	フタルミー
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（発注書又は単価契約発注通知書による。）
- 物品番号（発注書又は単価契約発注通知書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0019
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0012
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 3 0 7 山吹色（2）	
仕 様 書 番 号	NQ-Z 1 0 0 0 1 9 L	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 3 0 7 山吹色（2）	関西ペイント ネオフタリット
	大信ペイント フタルミー
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則” によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（単価契約発注通知書による。）
- 物品番号（単価契約発注通知書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0020
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0012
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 1 0 4 赤（1）	
仕 様 書 番 号	NQ-Z 1 0 0 0 1 9 L	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目

品 名	カタログ製品名
フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 1 0 4 赤（1）	ネオフタリッド
	フタルミー
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、” 危険物の規制に関する規則” によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（発注書又は単価契約発注通知書による。）
- 物品番号（発注書又は単価契約発注通知書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0021
	調 達 要 求 番 号	6MCQ1AQ0012
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 8 0 1 白（1）	
仕 様 書 番 号	NQ-Z 1 0 0 0 1 9 L	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目

品 名	カタログ製品名
フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1 8 0 1 白（1）	ネオフタリット フタルミー 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（発注書又は単価契約発注通知書による。）
- 物品番号（発注書又は単価契約発注通知書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号